

実践的推論の二つの位相

鴻 浩介

1. 問題設定

実践的推論 (practical reasoning, practical inference) あるいは実践的三段論法 (practical syllogism) はアリストテレスの輝ける発明品のひとつだ。たとえば次のような箇所では、彼はこの発明を披露しているとみなされている。

……ある思いなしは普遍を対象とし、他の思いなしは個別的なものにかかわるが、個別的なものについては、すでに知覚が支配している。そしてこれら両方の種類の思いなしから単一の思いなしが形成される時、ある場合には、魂は結論された事柄を肯定するのが必然であるが、作ること、行うことにかかわる思いなしにおいては、魂は結論に基づいてただちに行為するのが必然である。(『ニコマコス倫理学』 1147a, 26–29. 邦訳は朴一功による)

そして彼は次のような例をあげる。もし甘いものはすべて味わうべきであり(大前提)、これが甘いものであるならば(小前提)、行為する力があり行為を妨げられていないかぎりにおいて、これを味わうこと(結論)は「必然である」(ibid., 1147a, 30–32)。

いくつかの前提から必然的に結論が導かれるという推論のはたらきに関して、一方には純粹に理論的で実践とは切り離せるもの(理論的推論 theoretical reasoning, つまりふつうの推論)、他方には本性的に実践とかかわるもの(実践的推論)、という異なった二種の存在をアリストテレスは発見したことになる。非可逆な圧縮をかけて言い直すと、思考には行為が関わるものと行為が関わらないものがある、ということだ。

ところで、思考のうちに行為が関わるものと行為が関わらないものがあるのと同じように、行為のうちに思考が関わるものと思考が関わらないものがある、ということもまた事実であるように思われる。人々は発作的に・あるいは衝動的に・無意識に・なんとなく・強制されて・盲目的に・行為することもある。しかしながら、知的・道徳的共同体に属し、責任主体にもなりうるような標準的人間による「行為」なるものの範型として、上のような事例が使えるとも考えづらい。むしろ範型になるのは、意図的に・計画的に・周到に・狙いをもって・実行されるような行為だと思われる。言い換えれば、広い意味で「合理性」と関わるような行為だ。行為についての哲学的研究を行う者は、まずこのような行為を中心事例として考えていかなければならないだろう¹。ゆえに、行為に関わる思考——すなわち実践的推論は行為論の中心問題となる。

たとえば、小さな子供が獰猛な野良犬に襲われている。私が足元にあった石を投げると、それは野良犬の腹を打ち犬は逃げ出していく。私は子供の親にたいそう感謝される。ところが実は、私が石を投げたのは子供や犬には関係なく、単に投げやすそうな石が転がっていたから何となく投げしてみたのだとしてみよう。ならばすべてが偶然だったのだから、私は感謝されるには値しないように思われる。そのとき生じていたのは幸運であって、善行ではない。ゆえに「私が助けました」などとは、とても恥ずかしくて言えないのである。逆にいえば、まさに「私が助けました」と言うことができるためには私は「犬を追い払わねばならない」と思っており、かつ「この石を投げて当てれば犬を追い払える」と思っており、そのために (*because*) 或いはそれゆえに (*therefore*) 「石を投げて当てる」ことをしたのでなくてはならない (cf. Davidson [1963]; Anscombe [1972])。つまり実践的推論を行なって、合理的に結論にたどり着いていなくてはならないのだ。

けれども、この「それゆえに」について二つの問いを立てることができる。第一に、その文言はなぜ必要なのだろうか？ この答えは単純なものだ。犬を追い払わねばならないと思っており、この石で追い払えるとも思っており、そして (*then*) それとは関係なく石を蹴る、ということが実際あるだろうからである。たとえば上のような考慮が私の脳裏をよぎりつつも、結局はそれと関わりのない衝動のために石を投げるかもしれない。あるいは平行して生じた全く別の考

慮のために石を投げるかもしれない。だから、前提と結論の関係は「そして」ではなく、「それゆえに」でなくてはならない。つまり、時間的前後関係だけでは全く十分ではない。しかしそこには、何の違いがあるのだろうか？ すなわち、この「それゆえに」は、「そして」以上の何を付け加えているのだろうか？ これが第二の問いだ。この問いはそのまま、実践的推論を「行う」ということは具体的に何を指しているのか？ と言い換えてよい。そしてこれは、本稿が中心的に扱う問題である。

アリストテレスによれば、結論は必然であった。これは、実践的推論の「それゆえに」はまさに論理的必然の「それゆえに」であるという主張として理解すべきなのだろうか。つまり、 $\{\neg P, P \vee Q\}$ という命題の集合から Q という命題が帰結されるような論理的帰結関係と全く同じようにして、実践的推論の結論は帰結されるのだろうか。そのように考えることには明らかに二つの困難がある。まず、たった今見たような「そして」は成り立っても「それゆえに」が成り立たない状況が可能であるということ自体が、この関係は論理的必然ではないということ強く示しているように思われる。次に、たとえ経験的証拠の解釈を変えたり前提の内容に手を加えたりすることで反例を見かけ上避けられたとしても、この考え方自体がそもそも奇怪である。というのも、犬を追い払わねばならないと思ったり、石を投げたりすること自体は間違いなく時間空間的な広がりの中に存在する何かだろう。心的であれ物理的であれ、状態であれ出来事であれ、およそ存在者と存在者の間に論理的帰結関係などというものを考えるのだろうか？

この考え方が無理だとするならば、「それゆえに」は存在者の間に成立する論理的帰結以外の何らかの関係と考えることになりそうだ。そのようなものとして真っ先に考えつく候補は因果関係だろう。このとき実践的推論を行うことは、前提を心に抱きその結果として行為すること、とみなされる。ところがこの場合、ちょうど先程と裏返しの問題にぶつかることになる。仮に実践的推論が単なる心的因果のみで構成されるものであるならば、それがどのように「推論」という論理的なもの関係しているのか全く明らかではないのだ。もし論理的な側面を完全に削ぎ落とすようしかならば実践的推論を理解しようとするなら、それはもはや理解ではなく破壊となる。このとき私たちは、人間行為の合理性

という概念を自ら手放してしまうことになるだろう。

このように考えてみると、この問いは見た目以上に厄介なものであると了解されるはずだ。しかしこの厄介さは、これまで必ずしも正しく認識されてきたわけではないのである。行為論において「実践的推論を行う」という概念は、議論の中核を担うものとして頻繁に使用されてきた。けれどもそのような議論の中で、この概念そのものが明示的に定義を与えられることはむしろ稀であったといってよいだろう。

このような見過ごしの原因は想像できる。私たちはふだん、通常の(理論的な)推論を「行う」ことがどういうことであるかは直観的に理解できていると感じているのではないだろうか(「なるほどPであり、しかもPならばQなのか。ということは…Qにちがいない! さあ、今私が行ったのが推論だ。これ以上何の説明がある?」)。とすれば、実践的推論を行うことも何かしらその亜種として、曖昧な直観で把握されてきたのかもしれない。

ゆえに私は、「実践的推論を行う」ことが何であるのかを分析する前に、そもそも「推論を行う」ことが何であるのかを考えようと思う。次節ではいったん、信念にかかわる理論的推論に話題を限定し、それが論理的位相と心理的位相の両方にまたがる概念であると論じることで、「推論を行う」ことが何であるのかに対するひとつの仮説を示してみたい。

2. 推論と理由

2. 1. 論理と心理の規範的關係

だれもが知っている通り、「推論(inference)」は第一義的に論理学の用語である。つまり、ある命題の集合から他の命題を導出することが推論であり、それらの命題間に論理的帰結関係が成り立っているとき、当の推論は妥当であるといわれる。論理的な推論という操作は純粋に抽象的な対象についての操作であり、時間空間的世界のどこにも在り処をもたない。しかし他方で私たちは、自分たちの信念に関して行われる認識論的な操作も「推論」と呼ぶことがある。むしろこちらは抽象的ではなく、時間空間的な居場所を有している。そして英

語の場合、こちらの用法には **reasoning** の語を使うことが多い(従って、大雑把にであれば表現上の区別がある)が、日本語ではこれらに同一の訳語を当てる傾向がある。なのでまずは、これらを議論の中で区別できるようにしておかなければならない。

このような区別を詳しく論じた哲学者のうちで影響力をもった一人であり、それゆえにここでまず参考となるのは G. ハーマンである。彼はいま私が述べた両者のうち、論理的な推論つまり **inference** にあたるものを「論証(**argument**)」とか「証明(**proof**)」と呼び、これを心理的な推論としての **reasoning** と厳格に区別した(Harman 1986)。彼自身は、この区別をたとえば次のようにまとめてみせる。

「論理学」という言葉でもって推論(**reasoning**)とか探求(**inquiry**)の理論を意味するような用法もある。たとえばヘーゲルの『論理学』(1812)やミルの『論理学』(1869)にみられるようにである。しかし現代の哲学において「論理学」という言葉はよく、含意(**implication**)や不整合性(**inconsistency**)の理論を表すために用いられる。たとえば真理関数的論理や量化論理、それに様相論理のように。用語法は重要ではないが、推論や探求についての事柄と含意や不整合性についての事柄とを混同しないようにすることは、重要である。

推論あるいは探求とは、それによって意見(**view**)を変化させる(または変化させない)ところの過程である。推論や探求についての理論とは、この過程についての記述的ないし規範的な理論のことだ。含意と整合性の理論は、命題の抽象的性質や命題間の抽象的關係にかかわっている。こちらは特に規範的な主題というわけでもなければ、特に心理的な主題をもっているわけでもないのだ。(Harman 2004, 46-47)

彼がいうところの「意見」とは、主に信念や意図といった心的状態のことだ。彼にとってこのような心的状態を変化させる過程が推論なのであり、それゆえにこの過程は「意見の変化(**Change in View**)」という別名でもよばれる(この言葉はそのまま彼の著書のタイトルにもなっている)。そして、意見の変化である

ところの推論は命題間の含意関係に関する論証とは「明らかにカテゴリーを異にしている (Harman 1986, 3)」のだ。

この主張を補強するために彼はさまざまな論点を付け加えているが、ここでは特に鮮やかと思われるものを二つだけ引いておこう。まず、「論証はつねに累積的(cumulative)であるが、推論はそうではない(*ibid.*, 4)」。つまり論証においては必ず前提から新しい命題が導出され、付け加わるのに対し、推論においてはそうとは限らない。むしろ逆に、たとえば「これらの証拠を考慮した結果、この信念を抱き続けるのは正当ではない」と推論した結果、ある信念を棄却するというようなことすらありうるのだ。二つ目に、「帰納的推論」と呼ばれるべきものが存在するのは明らかであるのに対して「帰納的論理」なるものについてよく発展した考察は存在しない(*ibid.*, 5)。だとすれば、これは推論の規則が論証の規則と同一であるという考え方への反証となるだろう²。

以下ではハーマンの区別を利用して、論理的操作たる論証と、心理的操作たる推論、という対比を軸にして議論を進めてゆくこととしよう。そこで問題となってくるのは、同一ではないとされるこの両者はそれでも何らかの関係をもっているのか、もっているとすればそれはどのような関係なのか、ということである。この問いに対するハーマン自身の答えは「両者に特別な関係はない」というものだった(*ibid.*, 20)。これは、控え目に言っても、驚愕すべき結論といえる。たとえば私が「これは刃物だ。刃物は危ない。よって、これは危ないものだ」という推論によって信念を形成したとしよう。この具体的推論プロセスと、命題「これは刃物だ」と命題「刃物は危ない」から命題「これは危ない」が導出されるような抽象的論証が、いかなる特別な形でも関係してはいないということが、はたして信じられるだろうか？

推論と論証の間には特別な関係があるはずだ、という考えはもちろんハーマンも検討している。しかし、その特別な関係の定式化と目されるようなものをひとつずつ見ていった結果、実際にはそれらがすべて問題を抱えているということを見出したからこそ、ハーマンは上述のような反直観的結論に至らざるを得なかったのである(*ibid.*, 11-20)。だがその後の研究においては、ハーマンが検討したもの以外のアイデアを提示することによって、やはり推論と論証には特別な関係があるという議論を行う論者が大勢を占めている。以下ではその

中からとくに B. ストリーマーの議論をとりあげ、批判的に検討してみることとしたい。

さて、推論と論証の間にある特別な関係とは、どのような関係なのか？ 広く受け入れられている考え方は、規範的な関係を想定することだ。つまり論理的関係としての論証は、私たちの認識論的操作としての推論のあるべき形を表現したものなのだ。推論の前提と結論が信念や欲求のような命題的態度であるならば、それは命題内容をもっている。そのような命題内容の間に妥当な論証が成立しているとき、その推論はそれゆえに合理的とみなされる。言い換えれば、そのような論証の成立が推論すべき理由³を与えている。概ねそのように把握しておくことができるだろう (Broome 2002; Streumer 2007)⁴。

より具体的には、どのように考えるべきだろうか。素朴なアイデアは次のようなものだろう。{P, P→Q}という命題の集合と、Q という命題の間には帰結関係が成立している。それゆえに、{B(P), B(P→Q)}という信念を持っている者には B(Q)という信念を獲得すべき理由がある(あるいは、その信念を獲得することが合理的である)……⁵。これを一般化すると、次のテーゼになる。

(TR) {P1,P2,⋯,Pn}から Q が帰結することは、{B(P1),B(P2),⋯,B(Pn)}という信念を持つ人にとって B(Q)という信念を持つ理由となる。

だがこのテーゼには、以下のような問題点が指摘されている (Streumer 2007)。

【1：自己導出の問題】

まず最初に、あらゆる命題は明らかに自分自身を帰結する。よって (TR) によれば、いかなる信念もそれを持つこと自体によって合理化されることになる。太陽は地球のまわりを回っている、と私が信じているならば、そう信じているというまさにそのことゆえに、私にとってその信念は合理的である。これは明白に馬鹿げた結論だ。

【2：不整合性の問題】

次に、矛盾が任意の命題を帰結するものとすれば、(TR) によると相互に矛盾した信念を持っている者はあらゆる信念を持つ理由があることになる。これもまた明らかに馬鹿げている。

【3：トリヴィアルな帰結の問題】

最後に、任意の命題からは無数のトリヴィアルな帰結を導くことができる。よって(TR)は、ひとつでも信念を持っている者は無数のトリヴィアルな信念を持つ理由があるという結論を出す。「地球は太陽のまわりを回っている」という信念を私が持っているならば、私は「地球は太陽のまわりを回っており、かつ地球は太陽のまわりを回っている」とか、「地球は太陽のまわりを回っているか、または太陽は地球のまわりを回っている」とかいった全くポイントのない信念をすべて持つ理由があるということになる。これも【1】や【2】ほどではないにしても、警戒を要する結論であろう。

これらの問題を回避するために、ストリューマーは試行錯誤のすえ次のような修正案を提示している (*ibid.*)。

(TR') {P1, P2, …, Pn} から Q が帰結することは、どの人にとっても {B(P1), B(P2), …, B(Pn), B(¬Q)} という信念を持たない理由となる。

たしかに (TR') は、上述の三つの問題をいずれも避けられるように設計されている。けれども論証と推論の関係を以上のように定式化すると、その理由が常に消極的なものになるという別の問題が生じてしまう。(TR') から言えることは、たとえば「これは刃物である」、「刃物は危険である」という信念を持っているとき「これは危険ではない」という信念を獲得することは非合理的である、というものとどまるのだ。従って (TR') は、この状況において「これは危険である」という信念を獲得することが、何の信念も獲得しないことよりも合理的であるという主張を正当化できない。しかし実際には、この信念を獲得しないよりはするほうが合理的であると誰もが思うだろう。

ゆえに私はむしろ、非常にアド・ホックなやり方ではあるが、(TR) に付加条項を付け加えた次の (TR*) で目下の議論には十分であるということにしたい。

(TR*) 矛盾しないような {P1, P2, …, Pn} から、これと同一でない Q が帰結することは、{B(P1), B(P2), …, B(Pn)} という信念を持つ人にとって B(Q) という信念を持つ理由となる。

(TR*)は【1】と【2】の問題を回避している。また【3】についてであるが、この問題は少し考察を加えるならば、実のところさほど深刻ではないと私は考えている。それには以下の理由がある。そもそも、一般に信念というものをすべて心において意識される心的経験のようにみなすべきではない。まったく意識にのぼらないような暗黙的信念というものはいくらでもありうる。たとえば「キリンは冷蔵庫に入らない」という信念を私たちは持っているだろうか。そんなことについて生涯一度も考えたことがなく、ゆえにそれを意識したことが全くないような人であれ、この信念をたしかに持っている、といっても問題ないような意味で「信念」という概念を使うことは十分に可能だ。たとえば、「キリンは冷蔵庫に入るか？」と突然問われたとしても、我々は即座に「そんなわけがない」と答えるはずだからである。とすれば、先ほど観察したような無数のトリヴィアルな信念についてもまた、意識はしないまでも暗黙のうちに持つことが実際に合理的なのだ、といってもさほど問題はないはずであろう。少なくとも、「地球は太陽のまわりを回っている」と信じていながら、「では地球は太陽のまわりを回っているか、または太陽が地球のまわりを回っているのですか？」と問われて否と答えるような人は（「または」の意味を正しく理解しているのかぎり）非合理的としか言いようがないのだ。

2. 2. 理由づけとしての推論

以上の考察を用いて、信念獲得としての推論を「行う」ことにどのような特徴付けができるだろうか。まず確かなことを確認しておこう。推論はある信念を持っている者が、何らかの制限のもとで他の信念を獲得することであった。ゆえに推論が行われているためには、少なくとも、二つの信念という心的状態の間での移行が生じていることが必要である。問題はこの移行に、あるいはその移行の主体にどのような制限が求められているのか、だ。

推論が論証によって理由づけられ、規範付けられているものであることを確認したことによって、ひとつの大まかな答えを与えることができる。信念の移行は、(TR*)のような何らかの規範に従う形で遂行されなければならないのだ。

これはもちろん、単に規範に一致する形で遂行されることとは異なる。私が B (P), $B(P \rightarrow Q)$ という信念を獲得し、その次の瞬間に全くの偶然で $B(Q)$ という信念を獲得したとする。そして私は、何故自分が $B(Q)$ という信念を持っているのか皆目見当もつかないとする。この時私の信念推移は (TR^*) の規範に当てはまってはいるが、到底これを推論と呼ぶことはできないだろう。

「推論を行う」ことが「規範に従って信念を獲得する」ことであるとしたら、それは規則遵守 (rule-following) の一種として考えることが可能だろう。 (TR^*) に従って信念を獲得することは、たとえば将棋のルールに従って一手を指すのと類比的にとらえることができる。このとき私が将棋のルールに従っているためにはまさにそのルールに従う形で一手を指しておれば十分であり、それに加えて「将棋のルールに従う」という追加の行為を行う必要などないのとまったく同様に、私が推論を行っているためには (TR^*) に従う形で信念を獲得しておれば十分であり、それに加えて「推論する」という追加の心的出来事とか心的プロセスが生起する必要は全くないのだ。そのような追加物を想定すること自体が、的外れなのである。これはつまり、まさに「推論する」という心的行為など本当は存在しないという可能性を示唆している⁶。

「規範に従う形で」という表現の意味するところを完全に明らかにすることは、率直に言って本稿に扱える範囲を超えた課題である。しかし少なくとも、試みとしてひとつの仮説を提案しておきたい。私が (TR^*) に従って推論しているためには、私は自分自身の信念獲得に対し、ある程度の反省的な認識を持っていなければならないのではないだろうか。これはまさに「私は (TR^*) に従っている」という認識が必要であるということではない。むしろ私が提案したいのは、自分の信念獲得の理由として (TR^*) が要求するものを認識している、という条件である。ようするに、「これは刃物である」「刃物は危険である」という信念に加えて「これは危険である」という信念を獲得したとき、私が推論を行っていたのだとすると、私は仮に「なぜそれが危険であると思うのか？」と問われたならば「これは刃物であり、刃物は危険だからだ」という形で理由を与えられなくてはならない、ということだ⁷。逆に言えばそのように理由を与えられる構え (disposition) をとりつつ信念を獲得することが、「推論を行う」ことである。端的に表現すれば、推論 (reasoning) は理由づけ (reasoning) なのだ。

もちろん私たちは、「無意識のうちに」推論するということもあるだろう。自分の信念獲得に気づかず、後になってそれに思い至ることがあるという意味においては、これはまったく正しいと思う。しかしながら自分の信念獲得に全く理由を与えられないような状態で信念を獲得した者について、それでもその人は「無意識のうちに」推論を行ったのだと主張することにどれほどのポイントがあるかは怪しいところではないだろうか。

さて私の信じるところによれば、本節で私が展開した「推論の本性は独自の心的行為ではなく、理由づけの可能性である」という推論概念の理解は、かつて G. E. M. アンスコムがその論文「実践的推論」で断片的に表現しようとしたことを敷衍し展開させたものである。

……推論は、ひとつのプロセスなのだろうか？「推論する」は心理的な動詞なのだろうか？……誰かが「推論を行なっている」と語る時、ひとが念頭に置いているのは何なのだろうか？頭で論証を再構成しているということではおそらくあるまい。むしろ、ひとつの命題について考えた後で、別の命題について考えており、後者を前者から導かれるものとしてとらえている、ということだろう。以上のこととは別に何か、「それは単に後者の命題が前者の命題から導かれるということをとらえているだけである。これこそが実際に推論しているということだ！」といえるようなものがあるのだろうか？私の答えは、ノーだ。(Anscombe[1989], 112)

つまり彼女の考えでは、信念状態の変化が実際にどのようなプロセスを経て行われたかという(存在論的な)点に推論の推論たる所以が存するのではない。むしろ、何であれそのような変化が行われた時に、主体は新しく獲得した信念について正しく理由を与えられる状態にある、という(認識論的な)点にこそ「主体は推論を行った」という主張の本質があると考えべきなのだ。彼女は推論一般についてこのような考え方を提示したあと、それに沿う形で実践的推論に考察を加えていった。実際、ここまでの考察が正しいとすれば「実践的推論を行う」ことも、「(理論的)推論を行う」ことと同じように分析できるはずである。次節では再び実践的推論へと話題を戻し、アンスコムの議論を参照しつつ実践

的推論の本性について考察を行う。そして、その考え方と他の理論との比較を行なっていく。

3. 諸見解の検討

3. 1. アンスコム

私の考えが正しければ、理論的推論を行うことは(TR*)に従って信念を獲得することであり、それは(TR*)が与えるところの理由を引き合いに出して自分の信念を合理化できる構えをとりつつ信念を獲得することだった。とすれば、このような規範的關係が命題と信念の間にしか成立し得ないと考える理由はないのではないだろうか。私は信念形成における(TR*)に似たものとして、行為においてはたとえば⁸次のような規範が存在するのではないかと思う。

(PR) 矛盾しないような P と {Q1, …, Qn} から、P と同一でない R が帰結することは、D(R), B(Q1, …, Qn) という欲求と信念を持っている人にとって A(P) という行為をする理由になる⁹。

今、私は辛いものを食べたがっているとする。そして私は、この店のカレーがとても辛いことを知っている。それゆえ私はこの店に入り、カレーを注文する。この時私はまさに、「この店のカレーは辛いので、私がこの店のカレーを食べれば辛いものを食べることになる」ということが理由でカレーを注文したのだ。かんたんに表現すれば、次のようになる。

[心的状態と行為、推論の位相]	[命題、論証の位相]
D(私が辛いものを食べる)	私がカレーを食べる
B(私がカレーを食べる→私が辛いものを食べる)	私がカレーを食べる→私が辛いものを食べる
それゆえ、A(私がカレーを食べる)	それゆえ、私が辛いものを食べる

ここで、右側の「それゆえ」は通常の論理的帰結関係を示している。左側の「それゆえ」は、行為者(私)が(PR)に従う形で行為を遂行したことを示している。こうして最初の問いに、完全ではないがひとつの答えを与えることができる。実践的推論の「それゆえ」は規範的な「それゆえ」であり、それは理論的推論の「それゆえ」と本質的には全く同じなのだ。

以上の考え方について、三点ほど順に論じておくべきことがある。まず一点目であるが、先ほどの図において左側と右側では「第一前提」と「結論」が入れ替わっていることが気づかれるだろう。これに相当することが、行為論の中ではよく「実践的推論は理論的推論とは反対の論証規則を持っている」といった形で表現されてきた。しかし私の考えでは、この表現は正確ではない。実践的なものと理論的なものという二種類の論証規則を考える必要などない。両者が異なっているのは、命題間の帰結関係がどのようにして理由を与えるかというその点においてである。つまり、理論的推論も実践的推論も、命題の位相と存在者の位相に分けて考えることができ、命題の位相は全く同じであるが存在者の位相が異なっており、またそれぞれの規範的關係も異なっている(反対である)、ということだ。この事情をアンスコムはこう表している。「……実践的推論には特別な形式などなら見出されない。[実践的推論と理論的推論という]どちらの場合も、同じように結合された諸命題があるだけである。違うのは、それらの諸命題の使われ方(service)なのだ」(ibid.,128)¹⁰。

第二に、私はアリストテレスに従い、実践的推論の結論を行為そのものとして扱ってきた。このように考えられるためには、まず行為が命題で表現可能な内容をもつものであることが前提されなければならない。だが一般に「～する(do X)」という表現が「～ということを事実たらしめる(make it the case that X)」と書き換え可能であることを考えれば、これはそれほど突飛な前提ではない。そして、実践的推論がひとつの心的行為ではないことが確かであるとすれば、行為という(ふつうは)物理的なものが「推論の結論」という位置におさまることも、なんら奇妙ではない。たとえばJ. ブルームは、「行為するためには推論する能力以外に物理的な能力も必要である」ということを理由に、実践的推論の結論は行為ではありえないと論じている(Broome 2002)が、この種の批判は私の見解にはあたらぬ。ゆえに、結論が行為であると考えることは少なくとも

可能である。

そしてまた、そう考えることは有益でもある。実践的推論の結論が行為ではないと考える論者たちは、たいていその代わりに「～をしよう」といった意図を結論におこうとする。だがこの場合、その意図と行為が単なる因果関係でなく何らかの合理的関係によって結びついているのだとすれば、それはいかなる関係なのか問題となる。そしてこの問題に答えるのにもはや実践的推論という概念に訴えることはできない。かくして困難な課題が新しく生じてしまうのである。実践的推論の結論が行為であると考えてることによって、私はこの問題を無視することができる。

第三の点として、論理的な意味で推論という言葉を用いる限りにおいては（つまり私たちが論証と呼んできたものについて論じるのであれば）その前提や結論になるものはあくまで命題であり、心的状態や行為ではない¹¹。この点はアンスコムの後を追った論者たちによってしばしば強調され、「実践的推論は心理にかかわるものではない」といった形のテーゼで論じられてきた（e.g. Vogler 2001; Alvarez 2010）。確かに、今言った意味において実践的推論が心理的なものではないことは（ほとんどトリヴィアルに）正しい。それゆえにまた、実践的推論が行為を合理化するにおいて第一義的に私たちが訴えるべきは行為者の心的状態の内容であり、つまり命題であるということも正しい。しかしこれは、実践的推論が心的状態そのものと全く無関係であると言っているわけではない。言うまでもなく、心的状態や行為が「それゆえ」で繋がる形で生起するという存在者の位相においては、実践的推論は心的状態に関わっている。ゆえに、行為者がそれぞれの命題内容にどのような態度をとっているか、ということが行為を合理化するにあたってまったく関係のないことであるとは絶対に言えないだろう。これはたとえば、先ほどの例における私の欲求と信念の内容を入れ替えてみて、それでも行為が合理化されるかどうかを考えてみればすぐにわかることだ。私たちは実践的推論の二つの位相に等しく注意を払わなければならないのである。

以下、なぜ二つの位相を区別したうえで、両者ともに注意を払わなければならないのかをより明らかにするため、実践的推論に関する既存の見解と本稿の立場を比較してゆく。そこでは G. H. フォン・ウリクト、D. デイヴィッドソンの

二人を順にとりあげることにする。私の見る限り、彼らの見解はそれぞれ実践的推論に関する「両極端」な考え方をよく表しており、本稿の見解と比較するには適しているからである。

3. 2. フォン・ウリクト

フォン・ウリクトは基本的に、実践的推論という概念を、行為者の「想定された意図と認知的態度の光のもとで、そのふるまいを理解するための見取り図 (von Wright 1972, 39)」と考えている。しかも彼によれば、これは人間の行為の目的論的あり方という独自性を理解するために決定的な重要性をもっている。というのも、実践的推論は自然科学における「被覆法則モデル」に類比的な地位を占めるものだが、そのありかたは著しく異なっている、と彼は考えるからだ。フォン・ウリクトは実践的推論を、おおむね次のような形式で理解する (von Wright [1971], 96)。

(PI)

A は P を生じさせようと意図する

A は、「a しない限り P を生じさせることはできない」と考える

ゆえに、

A は a にとりかかる

重要なのは、彼が (PI) 全体をそのまま妥当な論証として考えようとしていることだ。ゆえに、これは、A という人物が P を意図し、a が P することの必要条件であると考えている時、その人が a することが論理的に帰結し、その人は a するよう論理的に強制されるという(私が最初に退けた)奇怪な主張をしているわけではない。むしろ (PI) は、A の行なったことを記述し、解釈するときの原則を述べたものである。「前提を受け入れることは、行為者の行うことをこのように理解するよう強制する」(von Wright 1972, 49)。

結局フォン・ウリクトが目指していたのは、行為を三人称的で事後的 (*ex post facto*) な視点から目的論的に説明するときの原則として (PI) を提出し、その (PI)

が妥当な論証であると示すことだったといえる。ちょうどある物体の運動を法則論的に説明するとき、ニュートンの法則と初期条件を前提に持ち、その物体の運動を結論に持つような妥当な論証を用いるのと類比的なしかたで(PI)は用いられるのだ¹²。ゆえに彼の枠組みにおいて、「行為者自身が実践的推論を行なっているとはどのようなことか?」といった問いはむしろ見当はずれなものになる。実践的推論とはそもそも解釈の図式であって、誰かが行うようなものではないということになるからだ。とすれば、これは私がここまでで考えてきたような意味での実践的推論の考察とはそもそも観点が全く異なった議論である。アンスコムはフォン・ウリクトを批判し彼の考えを却下しているのだが(Anscombe[1989])、両者の間にあったのは真正の対立ではなくむしろ関心の違いだった可能性がある。

しかしながら、フォン・ウリクトの試みにはそれ自体に内在的な問題点がある。まず、(PI)の前提が真でありながら結論が偽になるような状況は実際に存在してしまうように思われる。たとえば行為者の意図が現在ではなく離れた未来にかかわっている場合や、行為者が a することを阻止されてしまう場合である。こうした反例に対処するため、フォン・ウリクトは(PI)にアド・ホックな付加条項を加え続け、最終的には非常に複雑で扱いづらい定式化へとたどり着いてしまっている(von Wright[1971], 107)。

さらにこの点に目をつぶるとしても、(PI)あるいはその修正版は行為の説明の図式としてはスコープが狭すぎるという難点がある。というのもこれらは、論証図式としての妥当性を保とうとするため、行為と意図内容(目的)の関係を必要条件に限定してしまっているからだ。だが実際我々がある行為を目的論的に説明する時、行為が目的達成の必要条件になっているのはむしろ極めて稀なケースに違いない。私が牛乳を買うためにスーパーへ行く。これはどう考えても目的論的で意図的な行為の純正な一例だろうし、私は確かに実践的推論を行っていると思うのが自然であろう。ところが私は、スーパーへ行かないかぎり牛乳を買うことはできないなどと考えているのであろうか。よほどとんでもない場所に住んでいるのでもない限り、そんなことはない。私はほかにも牛乳を買える場所を知っていたけれども、まあここでもいいやという感じでスーパーへ向かったのかもしれない。とすれば、フォン・ウリクトの見解をとるかぎり、

このような行為に実践的推論という観念は適用できないことになってしまう。

従ってフォン・ウリクトの試みは成功しているとはいいたい。それは一言でいって、彼が実践的推論を論理的帰結関係のみによって論じることこだわりの続きからであるといえるだろう。論理的帰結関係が命題の間にのみ語りうるものであることを彼は理解していたが、それゆえに彼の議論は狭い範囲に縛られることになったのだ。しかし実践的推論は人が行為するとき、実際に行なっている何かであるという点に注意を払うならば、それが純粋な論理だけによって語り尽くせないものであることは明らかなのである。

3. 3. デイヴィドソン

デイヴィドソンの実践的推論に関する議論は、率直に言って混迷を極めたものである。しかし少なくとも確かなことは、彼が実践的推論の前提(心的状態)と結論(行為)の間の「それゆえ」を因果的な「それゆえ」とみなしていたことだ。彼がそのような考えるに至った動機は、すでに1節で見てきたものである。つまり、前提と結論が単なる「そして」で繋がれているだけでは明らかに不十分であり、それ以上の何かが必要だということだ¹³。この要求に因果関係で応えようとしたということは、彼は実践的推論における存在者の位相に注意を集中していたといえるだろう。

ただし、デイヴィドソンが命題の位相に無関心であったとは思われない。何らかの心的状態と行為の間に因果関係があるからといって、そのことが常に行為を合理化するわけではないのであるから、心的状態と行為の間に内容のレベルで論理的な関係があることは彼にとっても前提事項である。D(P), B(Q→P)のような心的状態は「その光のもとで」A(Q)という行為を理解可能(reasonable)にする、と彼はいう(Davidson [1963], 9 *et passim*)。このような関係は明らかに命題内容の間に存するような関係であろう。実践的推論の前提と結論の間に、命題内容のレベルでこのような関係が成り立っており、それに加えて存在者のレベルで因果関係が成り立っているとき、前提は結論を「合理化する」と彼は結論している。彼にとって合理化とは二枚重ね(two-fold)の複雑な関係なのだ。この見解はそもそも、行為の理由はまた行為の原因でもあるという因果主義的

為論をとりつつも、なお理由という概念そのものは原因という概念にはないような論理的特徴をもっている、という主張を可能にするために「ひねり出された」ものであった。

だがデイヴィドソンの行為論全体から見た時、この結論は問題を抱えたものとなる。彼はそもそも、「合理化は因果的説明の一種である」と宣言することから自らの行為の理論をスタートさせていた¹⁴。ゆえにデイヴィドソンは、命題間の内容レベルの関係も、結局は「因果的説明」の一種であるとみなさなければならぬことになる。つまり実践的推論の「それゆえ」は、内容のレベルを考慮に入れたとしてもなお因果的な「それゆえ」でなければならないのだ。さて、しかし、それはどのようにして可能なのであろうか。因果論におけるデイヴィドソンの立場は規則性説(regularity theory)の一種であるから、彼にとって因果的説明とは、出来事を因果法則に包摂されるような形で記述することである(Davidson [1967])。そして彼の考えでは、因果法則は物理的語彙によってしか表現され得ない。ゆえに、 $D(P)$ 、 $B(Q \rightarrow P)$ という心的状態のもとで $A(Q)$ という行為が理解可能なものと見なされるそのはたらきもまた因果的説明の一部であるとしたら、そのような心的状態の内容は常に物理的語彙によっても記述可能でなければならないことになる。しかし彼は心理物理法則(つまり「痛み」などのような心理的記述と、「かくかくの脳神経への刺激」のような物理的記述を法則的に関係づけるもの)の存在を否定することによって、そのような再記述の可能性を否定しているのである(Davidson [1970])。

このジレンマから脱出する方法は少なくとも四つあるだろう。(1)心的状態が行為を理解可能にする時、その命題内容が役割を果たしているという考えを捨てる。(2)心理物理法則の実在を認める。(3)因果法則が物理的語彙でしか記述できないという考えを捨てる、つまり心的因果法則の存在を認める。(4)合理化が因果的説明の一種であるという考えを捨てる。

ここで、(1)はハーマンが誘われた反直観的結論へと再び戻ってゆくことにほかならない。私はこれが居心地の良い場所であるとは到底思えない。また(2)を選ぶならば、タイプ一元論の立場をとることになる。その立場をとったうえで、合理化を因果的説明とみなす考えを推し進めてゆくならば、私たちの心や行為に関して何らかの規範性を論じること自体が困難となるような議論へと

導かれるだろう。そして(3)は、デイヴィドソンの行為論を擁護する論者によってしばしば実際に提案される解決策であり(e.g. 太田 2010),デイヴィドソン自身も(どうやら)後年この方向性を探っていたと思われる(Davidson 1987)。けれども彼はまた、心的なものの非法則性——すなわち、心的記述相互の間に成立する厳密な法則は存在しないという立場——を堅持していた。これは、心的なものが本質的に全体論的であり、また規範的である、というテーゼを捨てたくないがゆえである。このために、彼にとって心的因果法則とは真の意味での法則ではなく、せいぜいが擬似法則のようなものであると言わねばならないことになるはずである。しかしながらそうだとすると、もともとの立場であった(そして、今なお因果論において最も有力な見解のひとつであろう)因果に関する規則性説を本来の意味でとりつづけることは、もはやできない。本当の法則以外のものについても因果的説明が可能であるという立場をとることになるからだ。これもまた、避けられるならば避けたほうがよい結論ではないだろうか。以上によって私は、いま考えられうる限りにおいて(4)がもっとも妥当な選択であると結論したい。

実践的推論を(理論的推論についても同様だが)人間がいつか・どこかで行うものという側面に注目してとらえる限りにおいて、そこに因果性が関与していることは確かに必要な要素でありうる¹⁵。しかし同時に推論が本質的に論理と、そして命題と関わるものであることを忘れなければ、デイヴィドソンとて、それをまるごと因果的説明の中に回収しようという発想自体に至らなかったはずなのである。

4. 結論

ここまで、実践的推論の存在者にかかわる位相と論理にかかわる位相のどちらも考慮することが行為の理論にとっては必要であることを見てきた。そして私は、これらが規範的な関係によって結びついているという考えのもとに、「実践的推論を行う」ことは「規範に従って行為する」ことであり、それは「理由づけしながら行為する」ことではないかという方向性を提示した。この方向性が正しいものであるとすれば、実践的推論をめぐる幾つかの論争を解決へと導くこ

とができる。そしてまた、このように理解された実践的推論の概念は本質的に論理と関わり、しかもそこには規範性が含まれているがゆえに、これを因果的な概念に完全に回収させるようなしかたで扱うことは不可能である、という形でいわゆる「行為の因果主義／反因果主義」の論争にも一石を投じることができる。

註

1. これは、思考の関わらない行為が端的に重要ではないということを意味しない。そのような行為の重要性を論じた代表的なものに(Hursthouse 1991)がある。
2. これが意味するところについて私自身の意見をいえば、演繹的推論がいわば演繹的論証をそのままなぞるように行われているのに対し、帰納的推論とは演繹的論証を「逆さまに」なぞっている、というだけのことに過ぎない。とすれば二種類の推論形式にそれぞれ対応した二種類の論理、二種類の含意関係など考える必要はないのである。これがどのような意味であるかは2節後半でより明らかとなる。
3. ここで論じている意味において、たとえば「Aすべき理由がある」は、「Aすることはより合理的であり、Aしないことはより非合理的である」という以上の意味をもたない。何らかの知覚経験といったものを証拠(evidence)として信念が正当化されるとき、この経験内容を信念の理由と呼ぶこともありうるが、それは本稿でいうところの理由とはとりあえず異なった概念である。ただし、推論の前提が証拠によって正当化されているならば、その結論にもまた正当化が引き継がれる、といった形で両者は関係しうる。
4. ブルームはこの関係を「合理性の要求」と呼んだ上で、これを「理由」とは区別する。この区別自体は意味があるのだが、本稿ではあえて考慮しないことにする。
5. B(P)は「Pという命題で表せる内容をもった信念(Belief)」の、D(P)は「Pという命題で表せる内容をもった欲求(Desire)」の、そしてA(P)は「Pという命題で表せる内容をもった行為(Action)」の省略的な記法である。
6. すでにみてきたように、そもそもある行為が真正に意図的なものとみなされるための条件として「主体が実践的推論を行っていること」がよく引き合いに出されるのであった。この見解を維持する限り、実践的推論そのものが心的行為であると考えるのは危険である。いうまでもなく、その推論行為自体が意図的であるのはどのようなときか、という問いから無限後退が生じることになるからだ。ゆえに、そもそも推論とは心的行為ではないという私の考え方に優位性が認められる。
7. いうまでもなくこれは、文字通りの言語反応を行う能力について述べているわけではない。ではどのような能力が必要なのか、というのは実際難しい問題であるが、その考察は機会を改めて行われなくてはならない。
8. ここではこれ以上論じないが、このような規範はひとつとは限らない。帰納的推論あるいは仮説形成なども考慮にいれれば、信念獲得としての理論的推論についてもまったく同じ事がいえる。註2も参照。
9. もちろん(PR)の与える「理由」は(TR*)の与える「理由」よりも弱いものである。しかし少なくとも、「合理性に照らしてそうすべきである」と指示する性質は共有する。
10. ストリューマーも、このあたりのアンスコム論述を私と同様の方向性で解釈してい

- るようである (Streumer 2013).
11. ただし非常に特殊な状況では、命題の中に入れ子のようにして心的状態が入ってくることはありうる。そのような事例は A. ミューラーによって考案され、アンスコムによって報告されている (Anscombe [1989], 115)。当然、理論的推論においても同様の状況を考えることはできる。
 12. しかし彼によれば、(PI) は前提の真理値を結論の真理値と独立に検証することができない。ここが、(PI) が経験科学的な法則とは異なる点であるとされる。
 13. よく間違われることだが、ここでの彼の議論にとって理由が (実践的推論の前提の候補が) 複数種類存在するかもしれないという点は本質的ではない。だがこの誤解はあまりにも人口に膾炙しているため、もはや市民権を得たものとみなすべきかもしれない。
 14. (Davidson [1963], 3)。にもかかわらず、彼がこの論文で集中しているのは「理由は原因である」という存在論的な論点のほうであり「合理化 (理由による説明) は因果的説明である」という認識論的な論点はあたかも忘れ去られたかのように背後へと退いている。
 15. しかし、不必要な要素でもありうる。

文献表

- Alvarez, M. 2010. "Reasons for Action and Practical Reasoning." *Ratio*, 23 (4), 355–373.
- Anscombe, G. E. M. [1962], 2000. *Intention* (2nd ed.) Harvard University Press.
- [1989], 2005. "Practical inference." in her *Human Life, Action and Ethics*. Imprint Academic.
- Broome, J. 2002. "Practical Reasoning." in J. Bermúdez & A. Millar (eds.), *Reason and Nature: Essays in the Theory of Rationality*. Oxford University Press.
- Davidson, D. [1963], 2001. "Actions, Reasons, and Causes." in his *Essays on Actions and Events*. Oxford University Press.
- [1967], 2001. "Causal Relations." in *ibid*.
- [1970], 2001. "Mental Events." in *ibid*.
- [1987], 2004. "Problems in the Explanation of Action." in his *Problems of Rationality*. Oxford University Press.
- Harman, G. 1986. *Change in View: Principles of Reasoning*. The MIT Press.
- 2004. "Practical Aspects of Theoretical Reasoning." in A. R. Mele & P. Rawling (eds.), *The Oxford Handbook of Rationality*. Oxford University Press.
- Hursthouse, R. 1991. "Arational Actions." *The Journal of Philosophy*, 88 (2), 57–68.
- Streumer, B. 2007. "Reasons and Entailment." *Erkenntnis*, 66, 353–374

- 2013. “Practical Reasoning.” in O’Connor, T., & Sandis, C. (eds.), *A Companion to the Philosophy of Action*. Blackwell Publishing Ltd.
- Vogler, C. 2001. “Anscombe on Practical Inference.” in E. Millgram (ed.) *Varieties of Practical Reasoning*. The MIT Press.
- von Wright, G. H. [1971], 2012. *Explanation and Understanding*. London: Routledge & K. Paul.
- 1972. “On So-Called Practical Inference.” *Acta Sociologica*, 15(1), 39–53.
- アリストテレス, 2002. 『ニコマコス倫理学』, 朴一功訳, 京都大学学術出版会.
- 太田雅子, 2010. 『心のありか』, 勁草書房.